

## 國有財產法の一部を改正する法律案特別委員會議事速記録第二號

- 付託議案
- 國有財產法の一部を改正する法律案
  - 作業会計法を改正する法律案
  - 燃料局特別会計法を改正する法律案
  - 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案
  - 國有林野事業特別会計法案
  - 労働者災害補償保険特別会計法案
  - 公債金特別会計法外四法律の廢止等に關する法律案
  - 企業再建整備法等の一部を改正する法律案
  - 労働者災害補償保険法案
  - 健康保険法の一部を改正する等の法律案
  - 財政法案
  - 会計法を改正する法律案
  - 復興金融金庫法の一部を改正する法律案
  - 子爵齋藤齊君 簡易生命保険事業の會計に於きまして、不足の生ずるものに對しては、政府から補償を受けられると云ふ場合があるのでありますか
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 不足を生ずることは目下明瞭となつて居ります、それに對して政府から一般會計から補償を受けると云ふことも略決つて居ります
  - 子爵齋藤齊君 其の補償を受けられる際に於きましては、其の負債項目でありまする所の責任準備金の計算に當つて、先程御話のありました三分五厘と云ふ豫定利率を御用ひになるのでありますか
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 補償を受けられると云ふことはまだ決つて居りませんが、是から大藏省と協議して決める問題であらうと思ひます
  - 子爵齋藤齊君 現在三分五厘で計算して居られると云ふことは、先程承つて居るのであります、是は簡易保険に於きまする責任準備金の計算の基礎でありまする豫定利率に付て御尋ねなさります
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 御答へ致します、簡易保険並に郵便年金の積立金の豫定利率のことについての御尋ねでございますが、簡易保険の積立金の定利率は三分五厘、郵便年金の方は、一時拂に付て三分七厘、積立拂に付て

- は三分五厘、斯う云ふ風になつて居ります
- 子爵齋藤齊君 簡易生命保険事業の會計に於きまして、不足の生ずるものに對しては、政府から補償を受けられると云ふ場合があるのでありますか
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 不足を生ずることは目下明瞭となつて居ります、それに對して政府から一般會計から補償を受けると云ふことも略決つて居ります
  - 子爵齋藤齊君 其の補償を受けられる際に於きましては、其の負債項目でありまする所の責任準備金の計算に當つて、先程御話のありました三分五厘と云ふ豫定利率を御用ひになるのでありますか
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 補償を受けられると云ふことはまだ決つて居りませんが、是から大藏省と協議して決める問題であらうと思ひます
  - 子爵齋藤齊君 現在三分五厘で計算して居られると云ふことは、先程承つて居るのであります、是は簡易保険に於きまする責任準備金の計算の基礎でありまする豫定利率に付て御尋ねなさります
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 御答へ致します、簡易保険並に郵便年金の積立金の豫定利率のことについての御尋ねでございますが、簡易保険の積立金の定利率は三分五厘、郵便年金の方は、一時拂に付て三分七厘、積立拂に付て

- は三分五厘、斯う云ふ風になつて居ります
- 子爵齋藤齊君 簡易生命保険事業の會計に於きまして、不足の生ずるものに對しては、政府から補償を受けられると云ふことも略決つて居ります
  - 子爵齋藤齊君 其の補償を受けられる際に於きましては、其の負債項目でありまする所の責任準備金の計算に當つて、先程御話のありました三分五厘と云ふ豫定利率を御用ひになるのでありますか
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 補償を受けられると云ふことはまだ決つて居りませんが、是から大藏省と協議して決める問題であらうと思ひます
  - 子爵齋藤齊君 現在三分五厘で計算して居られると云ふことは、先程承つて居るのであります、是は簡易保険に於きまする責任準備金の計算の基礎でありまする豫定利率に付て御尋ねなさります
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 御答へ致します、簡易保険並に郵便年金の積立金の豫定利率のことについての御尋ねでございますが、簡易保険の積立金の定利率は三分五厘、郵便年金の方は、一時拂に付て三分七厘、積立拂に付て

- は三分五厘、斯う云ふ風になつて居ります
- 子爵齋藤齊君 簡易生命保険事業の會計に於きまして、不足の生ずるものに對しては、政府から補償を受けられると云ふことも略決つて居ります
  - 子爵齋藤齊君 其の補償を受けられる際に於きましては、其の負債項目でありまする所の責任準備金の計算に當つて、先程御話のありました三分五厘と云ふ豫定利率を御用ひになるのでありますか
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 補償を受けられると云ふことはまだ決つて居りませんが、是から大藏省と協議して決める問題であらうと思ひます
  - 子爵齋藤齊君 現在三分五厘で計算して居られると云ふことは、先程承つて居るのであります、是は簡易保険に於きまする責任準備金の計算の基礎でありまする豫定利率に付て御尋ねなさります
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 御答へ致します、簡易保険並に郵便年金の積立金の豫定利率のことについての御尋ねでございますが、簡易保険の積立金の定利率は三分五厘、郵便年金の方は、一時拂に付て三分七厘、積立拂に付て

- は三分五厘、斯う云ふ風になつて居ります
- 子爵齋藤齊君 簡易生命保険事業の會計に於きまして、不足の生ずるものに對しては、政府から補償を受けられると云ふことも略決つて居ります
  - 子爵齋藤齊君 其の補償を受けられる際に於きましては、其の負債項目でありまする所の責任準備金の計算に當つて、先程御話のありました三分五厘と云ふ豫定利率を御用ひになるのでありますか
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 補償を受けられると云ふことはまだ決つて居りませんが、是から大藏省と協議して決める問題であらうと思ひます
  - 子爵齋藤齊君 現在三分五厘で計算して居られると云ふことは、先程承つて居るのであります、是は簡易保険に於きまする責任準備金の計算の基礎でありまする豫定利率に付て御尋ねなさります
  - 政府委員(岡井彌三郎君) 御答へ致します、簡易保険並に郵便年金の積立金の豫定利率のことについての御尋ねでございますが、簡易保険の積立金の定利率は三分五厘、郵便年金の方は、一時拂に付て三分七厘、積立拂に付て

て居りませぬ  
○子爵齊藤齊君 然らば補償を受けらるゝ際に於きましても、現在三分五厘で十分であると云ふなれば、三分五厘を引下げるゝと云ふやうなことはどう云ふ理由に基くのでありますか、現在三分五厘で宜ければ三分五厘で宜いのであつて、それを三分以下の利率を用ひて、殊更に国民全體の負擔に於て簡易生命保険事業の會計を強力化すると云ふ理由はないのぢやないかと云ふ風に考へますが、其の點如何でございませうか

○政府委員(岡井彌三郎君) それは民間との權衡問題になると思ひます、政府事業に於きましては三分五厘を用ひ、若し假に民間に於ては三分の利率を用ひると致しますれば、補償を受けた額に於きまして民間の方は有利になります、さう云ふ民間が政府事業に較べて特に有利にならなければならぬと云ふ理由はございませぬので、民間事業との權衡から致しまして、補償額の豫定利率を、其の補償を受けると云ふ部面に於きましては、或は三分五厘より下に廻ると云ふこともあるかと思つて居ります

○子爵齊藤齊君 補償が簡易生命保険としては不當と考へる程の利廻を使ふ、さうして補償を受ける、其の受けた金額が簡易保險で十分であると考へた金額よりも多いと云ふことに相成りますと、其の多いとされる金額は將來利率は三分五厘で宜い、それで十分だと云ふ御答辯がありました、然るに補償の方は民間の事業との關聯に於て三分五厘で宜ければ三分五厘で宜いのであると云ふ理由に基くのでありますか、現在三分五厘で宜ければ三分五厘で宜いのであつて、それを三分以下の利率を用ひて、殊更に国民全體の負擔に於て簡易生命保険事業の會計を強力化すると云ふ理由はないのぢやないかと云ふ風に考へますが、其の點如何でございませうか

分五厘以下の利率を使ふ、さうしますと、従つて補償を受ける金額は、簡易生命保険で十分であると考へて居られる金額よりも上廻ると云ふことに相成ります、其の上廻る部分の金額は将来どう云ふ風に御措置になりませうか、其の點を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡井彌三郎君) 私の申しましたのは、現在使つて居ります三分五厘は事業の經營上それで宜しいと云ふことを申上げたのでありますて、補償を受けると云ふことに付きましては、民間の方は政府事業よりも餘計好い率で補償を受けると云ふことは不當でありますので、政府事業に於きましては、補償を受ける時に三分の利率を用ひると云ふことなくして、民間が有利になつて居ると云ふことを加味して、補償額を受ける場合に幾分でもそれを殖やして貰ふと云ふことを交渉したいと斯う云ふのであります、補償を受ける場合に民間と同じやうに三分の利率を用ひると、斯う云ふ意味で申上げたのではないであります。

○子爵齋藤齊君 只今の御話に依りますと、三分五厘以上の利率で以て補償を貰ふと云結論になると存じます、が、貰つた際には三分五厘で計算したよりも必ず多額の補償を受けると云ふことになるのでありますから、其の差額は將來簡易保険局はどう云ふ風に措置なさるのかと云ふことを伺つて居るのであります。

○政府委員(岡井彌三郎君) それは勿論郵便年金の第二封鎖の額は一億二千七百萬圓でありますから、幾率をしましても、其の一億二千七百萬圓以上

とは出来ないと思ひます、此の一億二千七百萬圓と云ふ範圍内の補償額の總額と云ふことになりますから、從ひまして、此の受入れた補償額は當然郵便年金の第二封鎖の支拂の金に充當致したいと思ひます、從ひまして補償額が積えれば積える程、郵便年金の第二封鎖に入つて居る郵便年金の支拂の可能性が殖えると思ひます。

○子爵齋藤齊君 私の了解して居ります所に依りますると、補償は先づ第一に政府事業の第一封鎖に對して行はれ、其の次に民間事業の第一封鎖に對して行ふ、其の次に政府事業の第二封鎖に付て行ふ、さう云ふ風に聞いて居りますが、今の御答辯に依りますると、官營事業の第一封鎖、第二封鎖を合せて先順位に補償を受けると云ふ風に聞えますが、此の點如何でありますか

○政府委員(岡井彌三郎君) 補償の順序と致しましては、先づ第一に官營事業の第一封鎖、次は民間事業の第一封鎖、第三番目に官營事業の第二封鎖、次は民間の第一封鎖、斯う云ふ順序であります。

○子爵齋藤齊君 先程も申上げました通り第一封鎖に於て三分五厘を使ふと云ふこと、三分を使ふと云ふことに付て、簡易生命保険事業當局は三分五厘で十分だと云ふことを先程からお話になつて居るのでありますから、其の事業の經營が成り立つて行く、三分五厘以下の利率を用ひてありますれば、第一封鎖に於てすら、補償の金額が十分でありますと云ふよりも、餘計なものを御受け取りになると云ふことになるのであります、其の金額は直ちに之を簡易生命保険事業の第二封鎖の方に流すと

云ふことは私は出来ないものと存じます、従ひまして若し此の第一封鎖に於てさう云ふ金額が餘つて来ますれば、是は第一封鎖の上に於て何か處理をなさると存じまするが、それは一方簡易生命保険事業の方が三分五厘で以て資産を運用すると云ふことが決つて居り、且つ積立金も三分五厘で以て計算すると云ふことが決つて居るのでありますから、勅令で決つて居るものより餘計な金額をどう云ふ風に御处置になるのであるかと云ふことを伺つて居るであります。

○政府委員(岡井彌三郎君) 若しそう云ふ場合が起りましたならば、それはそれだけ資産が充實すると云ふことでありますまして、先程私が申しましたのは間違ひでありますて、第二封鎖に廻る云ふことではありますぬ

○子爵齋藤齊君 然らば勅令で以つて決められて居り、是が十分であると云ふ風に考へられて居る金額よりも餘計なものを持つて、簡易生命保険事業の会計が非常に安固になると云ふことは、是は簡易生命保険事業自體から見れば結構なことであると存じますするけれども、其の強化する源泉と云ふものは是が國民の負擔に於てなされるのでありますて、當局が十分であると考へられる以上に之を補償すると云ふことは、聊か行き過ぎではないかと存ずるのでありますが、之に對して大藏當局はどう云ふ風に考へて居るのでありますか

○政府委員(福田赳夫君) 只今保険局長から御話がございましたが、簡易生命保険の方で探つて居る處の豫定利率は三分五厘でありますが、之を補償する場合に、幾何の率を探るかと云ふことすか

とは、是亦自ら別個の問題であると思ひます、それで三分五厘を今豫定して居りまするから、三分五厘と云ふことはは有力なる資料となると思ふのであります。が、今假りにそれと違つた利率を探つた場合に、其の差額をどうするかと云ふことに付ての見解はどうかと云ふと、是は多少簡易生命保険の資金は充實すると云ふ結果を來すことはあるかも知れませぬ、併しながら其の場合に於て、之を國民全體の負擔に於てやると云ふことになるのでありますから、其の國民全體の負擔で簡易保険の關係者を保護すると云ふことになる結果になると云ふことは御説の如くであります、併しながら簡易保険の零細なる保険者を保護すると云ふことは、是亦國家的に見まして重要なことでありまするから多少の金額が國家全體の負擔に於てなされると云ふことも、是亦已むを得ないぢやないかと云ふ風に考へられるのであります。

承つたのでありまするが、補償に際して、民營事業の生命保険に對しましては、豫定利率を三分で計算する、簡易生命保険に付ては三分五厘でやるものだとありますと云ふことに了解して居つたのであります、而して民營生命保険も簡易生命保険も同じベーシスで之を計算すべきであると云ふ御答辯もあれば、さうでないやうな御答辯もあるのであります、政府當局に於きましては是はどう云ふ風に御考へになつて居りますか、統一ある御答辯を得たいと存じます、昨日主計局長からは、是はベーシスを同じにすべきものだと云ふ御話がありました、是は恐らく財政當局として統一すべきものとの考へだと思ひます、又銀行局長の方からは、是は民營事業を保護すると云ふ意味合から之を三分でやるべきだと云ふ御話がございました、又銀行局長の方からは、是は政府委員の方からばむと思ひます、此の點統一ある御答辯を願ひたいと思ひます、官から御答辯願ひたいと思ひます

○政府委員(友納武人君) 只今の件に關しましては、後刻打合せた上で御答辯申上げたいと思ひます

○子爵齋藤齊君 私は勞働者災害補償法に付きましたが、少しく伺ひたいと思ひます、第五十二條の

罰則でありまするが、此の罰則は「六箇月以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する」と云ふことになつて居ります、第六條以下に保険關係の成立及び消滅と存するのであります、第五十二條の

業主が勞働者に補償を支拂はなかつた時と云ふことに、此の保険法の違反と御説明を伺ひたいと思ひます

○政府委員(友納武人君) 御質問の點

○子爵齋藤齊君 此の法案は、何れ關係方面とも御打合せになつたことと思いますが、我々は斯う云ふことが將來起り得ると云ふやうな、樂觀的希望を持つて宜しいのでありますか、甚だ蛇足になりますが、法案に書いてあるから、希望を持つと云ふことで、私の此事項に関する限りの質問は致しませぬ、次に第二號の「當時勞働者を使ふるもの又は一年以内の期間に於て使用勞働者延人員三百人以上のもの」

○平塚廣義君 今齋藤子爵から色々御質問がありましたのですが、此の勞働者災害補償保險法中に於きまして、只今齋藤子爵が御質問になりました以外のことについて、職業の再教育と云ふやうなことが出て居りますが、是は今迄各會社でやつて居りますが、船舶と云ふやうなもののとやり方が違ふのでありますから、厚生省の方の御意見、御考を承つて置きたいと思ひます、それから又もう一つは、船舶に乗組んで居る船員の船員であります、之に對しての斯う云ふ類の保険制度に付きましては、どう云ふ風になつて居るのでありますか、又將來それに対する御考になつて居るのでありますか、之と云ふ風に考へて宜い位のものぢやないかと思ひます、此の點何か厚生省に於きまして特段の考慮を廻らされて居られませうか。

○政府委員(友納武人君) 御説の點は其の通りでありまして、此の保險法を作りました理由は、繰返して申上げますやうに、勞働基準法の第七十五條以下に規定する勞働者、即ち雇傭されて居る勞働者と云ふもの的一種の保護立法でありますので、御説のやうな自家企業者と申しますか、さう云つたものは此の法規に該當して居らないのでありますまして、其の他の法規に於きまし

て、例へば國民健康保險法と云ふやうな法規に於きまして、同一内容の保護を受け居ないと云ふ點は御指摘の通りでありますので、將來其の點に付きましたは十分努力して参りたいと思つて居ります。

○子爵齋藤齊君 私の質問は是で打切ります。

○平塚廣義君 今齋藤子爵から色々御質問がありましたのですが、此の勞働者災害補償保險法中に於きまして、只今齋藤子爵が御質問になりました以外のことについて、職業の再教育と云ふやうなことが出て居りますが、是は今迄各會社でやつて居りますが、船舶と云ふやうなもののとやり方が違ふのでありますから、厚生省の方の御意見、御考を承つて置きたいと思ひます、それから又もう一つは、船舶に乗組んで居る船員の船員であります、之に對しての斯う云ふ類の保険制度に付きましては、どう云ふ風になつて居るのでありますか、又將來それに対する御考になつて居るのでありますか、之と云ふ風に考へて宜い位のものぢやないかと思ひます、此の點何か厚生省に於きまして特段の考慮を廻らされて居られませうか。

○政府委員(友納武人君) 御説の點は其の通りでありまして、此の保險法を作りました理由は、繰返して申上げますやうに、勞働基準法の第七十五條以下に規定する勞働者、即ち雇傭されて居る勞働者と云ふもの的一種の保護立法でありますので、御説のやうな自家企業者と申しますか、さう云つたものは此の法規に該當して居らないのでありますまして、其の他の法規に於きまし

て、例へば國民健康保險法と云ふやうな法規に於きまして、同一内容の保護を受けて居ないと云ふ點は御指摘の通りでありますので、將來其の點に付きましたは十分努力して参りたいと思つて居ります。

○子爵齋藤齊君 私の質問は是で打切ります。

○政府委員(石丸敬次君) 船員に關しては、陸上勞務者と海上勞務者との實質上の違ひがござりますので、船員法に即應致しましての立案は、隨分早くから出來て居るのであります。

○政府委員(岩瀬繁一君) 船員に關しては、陸上勞務者と海上勞務者との實質上の違ひがござりますので、船員法に即應致しましての立案は、隨分早くから出來て居るのであります。また、陸上勞務者と海上勞務者との實質上の違ひがござりますので、船員法に即應致しましての立案は、隨分早くから出來て居るのであります。また、陸上勞務者と海上勞務者との實質上の違ひがござりますので、船員法に即應致しましての立案は、隨分早くから出來て居るのであります。また、陸上勞務者と海上勞務者との實質上の違ひがござりますので、船員法に即應致しましての立案は、隨分早くから出來て居るのであります。

○子爵齋藤齊君 今齋藤子爵から色々御質問がありましたのですが、此の勞働者災害補償保險法の中に於きまして、只今齋藤子爵が御質問になりました以外のことについて、職業の再教育と云ふやうなことが出て居りますが、是は今迄各會社でやつて居りますが、船舶と云ふやうなもののとやり方が違ふのでありますから、厚生省の方の御意見、御考を承つて置きたいと思ひます、それから又もう一つは、船舶に乗組んで居る船員の船員であります、之に對しての斯う云ふ類の保険制度に付きましては、どう云ふ風になつて居るのでありますか、又將來それに対する御考になつて居るのでありますか、之と云ふ風に考へて宜い位のものぢやないかと思ひます、此の點何か厚生省に於きまして特段の考慮を廻らされて居られませうか。

○政府委員(岩瀬繁一君) 船員保險の問題に歸るのであります、高級船員の如きは、相當の給料を貰ふ人も居る譯であります、之に補償をする場合に於きまして豫定利率をどうするかと云ふことは、是は御説の通り實際現在では二千圓に止まつて居るのでござりますが、船員の中、高級船員に對しましては、標準報酬の最高が先日の御説では一千萬とか云ふ多額の契約も取つて来て居るのであります、此の外野の陣營と云ふものが、一度自信を失ひますれば、此の保險の契約と云ふものが今后どうなるかと云ふことは、極めて憂慮すべきものがあると思ふのであります、傳ふる所に依りますと、銀行方面は大體に於て第二會社になるものは第二會社にならずに済むと云ふに拘らず、生命保險會社は殆ど全部が第二會社に入つてしまふ、是は保險界に及ぼす影響と云ふものは、相當大きな影響を來すものであらうと私は思つて居るのであります、保険界に於きましては、此の外野の陣營と云ふものの聲はなか／＼中央には届かない、此の人達の擁護する努力に依つて此の契約が取れて居るものであります、從ひまし

て、此の人達の自信を一度失はせてしまふと云ふことは先程も申すやうに非常な問題が妙にあるのでありますて、生命保険事業と云ふものを今後も今迄通りに成果を上げさせて行かうと云ふならば、保険者に信用を與へると云ふこととが、第一の條件である、唯徒らに其の内容を強化する……徒らにと云ふもの言葉は語弊があるかも知れませぬけれども、私の考へて居る所では、官營事業は三分五厘で宜しい、民營事業に於きましては、此の資産の運用と云ふものは官營事業よりも自由でありますて、從つて利潤を上げると云ふ程度も官營の状態に於ては、民營生命保険會社の事業よりも餘計上げて行くと云ふ状態にあると思ふのであります、一年以前に於きましたが、是の御回答が得られました。是は時頃其に御回答を得たいと思ふのであります、又補償の關係に於きました、先程多ありました併しながら、此の企業再建整備法の發動に依りまして、今日はさう云ふ水膨れの所と云ふのはなくなりて居る、今日さう云ふ事情になつて居る、今日何が故に簡易保険の方は三分五厘で宜くて、民營事業の方はそれよりも低い利廻りで以て計算をして行なつて居る、是はなか／＼多く居ます、併しながら其の補償するのは是は國民の負擔に於て爲すのであります、財政方面からも是は十分な御考慮が拂はれるべきものだらうと思ひます、私が假りに保険會社の關係の人間とされ成程昨日來の御話から承りますれば、民營保険會社側は、再出発を當りますて自分の資産を鞏固にして呉れ、内容を良くして呉れと云ふことは是は當然であります、併しながら其の補償するのは是

とが當然であります、併しながら一度議會の一ヌムバーとして此の問題を考へます時には、是は財政的に物を考へなければならぬ立場にあると思ふの命保険事業と云ふものを今後も今迄通りに成果を上げさせて行かうと云ふならば、保険者に信用を與へると云ふこととが、第一の條件である、唯徒らに其の内容を強化する……徒らにと云ふもの言葉は語弊があるかも知れませぬけれども、私の考へて居る所では、官營事業は三分五厘で宜しい、民營事業に於きましては、此の資産の運用と云ふものは官營事業よりも自由でありますて、從つて利潤を上げると云ふ程度も官營の状態に於ては、民營生命保険會社の事業よりも餘計上げて行くと云ふ状態にあると思ふのであります、一年以前に於きましたが、是の御回答が得られました。是は時頃其に御回答を得たいと思ふのであります、又補償の關係に於きました、先程多ありました併しながら、此の企業再建整備法の發動に依りまして、今日はさう云ふ水膨れの所と云ふのはなくなりて居る、今日何が故に簡易保険の方は三分五厘で宜くて、民營事業の方はそれよりも低い利廻りで以て計算をして行なつて居る、是はなか／＼多く居ます、併しながら其の補償のは

とが當然であります、併しながら一度議會の一ヌムバーとして此の問題を考へます時には、是は財政的に物を考へなければならぬ立場にあると思ふの命保険事業と云ふものを今後も今迄通りに成果を上げさせて行かうと云ふならば、保険者に信用を與へると云ふこととが、第一の條件である、唯徒らに其の内容を強化する……徒らにと云ふもの言葉は語弊があるかも知れませぬけれども、私の考へて居る所では、官營事業は三分五厘で宜しい、民營事業に於きましては、此の資産の運用と云ふものは官營事業よりも自由でありますて、從つて利潤を上げると云ふ程度も官營の状態に於ては、民營生命保険會社の事業よりも餘計上げて行くと云ふ状態にあると思ふのであります、一年以前に於きましたが、是の御回答が得られました。是は時頃其に御回答を得たいと思ふのであります、又補償の關係に於きました、先程多ありました併しながら、此の企業再建整備法の發動に依りまして、今日はさう云ふ水膨れの所と云ふのはなくなりて居る、今日何が故に簡易保険の方は三分五厘で宜くて、民營事業の方はそれよりも低い利廻りで以て計算をして行なつて居る、是はなか／＼多く居ます、併しながら其の補償のは

とが當然であります、併しながら一度議會の一ヌムバーとして此の問題を考へます時には、是は財政的に物を考へなければならぬ立場にあると思ふの命保険事業と云ふものを今後も今迄通りに成果を上げさせて行かうと云ふならば、保険者に信用を與へると云ふこととが、第一の條件である、唯徒らに其の内容を強化する……徒らにと云ふもの言葉は語弊があるかも知れませぬけれども、私の考へて居る所では、官營事業は三分五厘で宜しい、民營事業に於きましては、此の資産の運用と云ふものは官營事業よりも自由でありますて、從つて利潤を上げると云ふ程度も官營の状態に於ては、民營生命保険會社の事業よりも餘計上げて行くと云ふ状態にあると思ふのであります、一年以前に於きましたが、是の御回答が得られました。是は時頃其に御回答を得たいと思ふのであります、又補償の關係に於きました、先程多ありました併ながら、此の企業再建整備法の發動に依りまして、今日はさう云ふ水膨れの所と云ふのはなくなりて居る、今日何が故に簡易保険の方は三分五厘で宜くて、民營事業の方はそれよりも低い利廻りで以て計算をして行なつて居る、是はなか／＼多く居ます、併ながら其の補償のは

とが當然であります、併しながら一度議會の一ヌムバーとして此の問題を考へます時には、是は財政的に物を考へなければならぬ立場にあると思ふの命保険事業と云ふものを今後も今迄通りに成果を上げさせて行かうと云ふならば、保険者に信用を與へると云ふこととが、第一の條件である、唯徒らに其の内容を強化する……徒らにと云ふもの言葉は語弊があるかも知れませぬけれども、私の考へて居る所では、官營事業は三分五厘で宜しい、民營事業に於きましては、此の資産の運用と云ふものは官營事業よりも自由でありますて、從つて利潤を上げると云ふ程度も官營の状態に於ては、民營生命保険會社の事業よりも餘計上げて行くと云ふ状態にあると思ふのであります、一年以前に於きましたが、是の御回答が得られました。是は時頃其に御回答を得たいと思ふのであります、又補償の關係に於きました、先程多ありました併ながら、此の企業再建整備法の發動に依りまして、今日はさう云ふ水膨れの所と云ふのはなくなりて居る、今日何が故に簡易保険の方は三分五厘で宜くて、民營事業の方はそれよりも低い利廻りで以て計算をして行なつて居る、是はなか／＼多く居ます、併ながら其の補償のは

とが當然であります、併しながら一度議會の一ヌムバーとして此の問題を考へます時には、是は財政的に物を考へなければならぬ立場にあると思ふの命保険事業と云ふものを今後も今迄通りに成果を上げさせて行かうと云ふならば、保険者に信用を與へると云ふこととが、第一の條件である、唯徒らに其の内容を強化する……徒らにと云ふもの言葉は語弊があるかも知れませぬけれども、私の考へて居る所では、官營事業は三分五厘で宜しい、民營事業に於きましては、此の資産の運用と云ふものは官營事業よりも自由でありますて、從つて利潤を上げると云ふ程度も官營の状態に於ては、民營生命保険會社の事業よりも餘計上げて行くと云ふ状態にあると思ふのであります、一年以前に於きましたが、是の御回答が得られました。是は時頃其に御回答を得たいと思ふのであります、又補償の關係に於きました、先程多ありました併ながら、此の企業再建整備法の發動に依りまして、今日はさう云ふ水膨れの所と云ふのはなくなりて居る、今日何が故に簡易保険の方は三分五厘で宜くて、民營事業の方はそれよりも低い利廻りで以て計算をして行なつて居る、是はなか／＼多く居ます、併ながら其の補償のは

金部の方に入つて行つた次第でありますので、是は成るべく厚生省側の意見も御参考になり又労働者に資金の還元をして行くと云ふやうな精神から、此の福利施設等に貸付をして行くと云ふやうな方法に依つて、或は又公共事業等の貸付に依つて、全般的の福利増進を圖ると云ふやうな方向に持つておいでになつたら適當ではないかと私は思ふのであります、甚だ簡単でありますのが、ちよつと御参考迄に申上げて置きます。

○委員長(男爵北大路信明君) 他に御質疑はございませんか……別に御質疑もないやうでござりますから、是より直ちに討論に入りますが、御異議ございませんか

「〔異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(男爵北大路信明君) 御異議ないと認めます、國有財産法の一部を改正する法律案、作業會計法を改正する法律案、燃料局特別會計法を改正する法律案、造幣局特別會計法の一部を改正する法律案、國有林野事業特別會計法案、労働者災害補償保險特別會計法案、公債金特別會計法外四法律の廢止等に關する法律案、企業再建整備法等の一部を改正する法律案、労働者災害補償保險法案、健康保險法の一部を改正する等の法律案、是等の十案を議題に供します。

○委員長(男爵北大路信明君) 御異議ないと認めます、全會一致を以て可決せられました、尙此の特別委員會に財政法案、會計法を改正する法律案、復興金融金庫法の一部を改正する法律案が併託になりました、此の委員會は二時迄休憩致します。

午前十一時四十分休憩

午後二時二十二分開會

○委員長(男爵北大路信明君) 是より午前に引續いて委員會を開會致します、それでは先づ財政法案、會計法を改正する法律案、復興金融金庫法の一部を改正する法律案に付きまして、大臣の御説明を願ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 先づ財政法案及び會計法を改正する法律案に付きまして、提案理由を申上げます日本國憲法の制定施行に伴ひまして、各種國家機關に關する制度が根本的に變りますと共に、諸制度の民主化が要望せられる事となり、從つて財政處理の方策に付きましても根本的な改正を行ふ必要が生じたのであります、從來國の豫算其の外財政處理に關する制度は現行憲法の外、會計法、會計規則等の諸法令に依つて處理せられて來たことは御承知の通りでありますが、此の際財政の基本的原則として認められるものと一括総合致しまして、基礎法たる財政法を制定し、收入支出の手續的規定は之を會計法に規定すると云ふことの二つに致した譯であります、而して會計法は國有財產法、物品、會計規則、各特別會計法等と相並んで、主として現金に關する會計法規として其の地位を明確に致し、以て一般の理解にも便

利ならしめた譯であります、そこで第一に財政法の内容に付て簡単に申しますが、是は大別致しますと大體四點位に相成ると考へます、其の第一點は直接又は間接日本國憲法の制定に伴つて必要となつた規定であります、例へば豫算不成立の場合に於ける前年度豫算施行の制度に代へまして、曹定豫算の制度を新設致しましたこと、豫算外契約に代る制度と致しまして國庫債務負擔行爲と云ふ制度を設けましたこと、又新憲法第九十一條に關聯致しまして、財政状況を國會及び國民に報告するに付ての具體的規定を設けましたこと等が是であります、尙、新憲法の精神に徴しまして、租稅以外の權力的課徵金、獨占的政府事業の料金等は、法律又は國會の議決に基いて之を決めると云ふことに致しました、それから國會、裁判所及び會計検査院の如き獨立の地位を保障されて居る機關の豫算に付きましては、編成上特殊の取扱を定めまして、行政部の專斷に陥ることがないやうに致したのであります、それから第二は、財政處理の基本的原則を明かにしたことであります、即ち財政總則の規定が是であります、例へば公債又は借入金を財源として賄ふべき經費を、公共事業費、出資金及び貸付金の如き生産的又は資本的なものに限定を致したこと、歲計剩餘金の二分の一を公債の償還に充てることを致したことであります、債權の免除效力の變更は法律に基くことを要することと致しましたのであります、國の財產を交換し、譲渡し又は貸付けることに關し、法律

に基く必要があることと致したこと、國以外のものに對する費用の賦課は法律に基かなければならぬと致したこと、とであります、第三は、國の財政統制に關することでありまして、例へば目的別の豫算區分の外に部局等の組織別に編成方針を探りまして、豫算に對する各部局の責任を明かにしたこと、豫算の執行に付て從來の現金支出を中心とした支拂豫算の制度から一步進めまして、契約等の計畫を立てることと致したこと等は其の主なるものでござります。第四は、豫算の民主化と申しますか、之を分り易くし、又其の議會に於ける審議の便を圖る爲の規定であります、例へば豫算の形式を根本的に改正して、歳入にあつては性質別、歳出においては目的別及び組織別の兩面から之を明かにしたこと、豫算決算の區分を明かにしたこと、豫算決算關係書類を充實致しまして、國の財政の全貌を把握することに便ならめたこと、豫算案の提出時期を繰上げ國會の審議期間に十分のゆとりを取つたこと等がそれでございます。次に會計法を改正する法律案でございますが、前にも申上げました通り、會計法は收入支出、出納官吏其の他の手續的方面を規定することと致してあります。大體現行會計法又は現行會計規則の當該規定を統一する建前と致したのであります、唯財政法に關聯致しまして、又其の外現行制度の整備等の點から致したこと、支出を國の外部に對する支出と内部の移し換へに區分致しましたるものも多少ござります、例へば契約等の債務の負擔に關する規定を置きましたこと、支出を國の外部に對する支出来た後者は小切手に依らず國庫金振替書に依ることとしたこと、小切手に對

する認證の制度を創設致したこと、大臣の豫算の執行監査の権限を強化致したことなどが主なるものであります、其の他地方制度の改正に伴ひまして都道府県の職員をして國の豫算の執行が出来る規定を置いて居ります、尙小切手の認證制度及び收支監査並に物品の經理、其の他會計經理に關しまする制度に付きましては、其の制度を調査審議致す爲に、内閣に會計制度調査會を設置することと致して居ります、尙兩法案を通じ用語等に付ても例示を致しまして、若干の定義を加へると共に、成るべく一般に理解し難い言葉を選けることに意を用ひて居る積りであります、以上兩法案に付て大體の御説明を申上げました、次に復興金融金庫法の一部を改正する法律案でございまして、曩に第十九帝國議會に於て協賛されました、復興金融金庫法に基きました復興金融金庫法は去る一月二十五日に正式の發足を見たのであります、これが設立に至ります迄の暫定措置として、昨年八月以来便宜日本興業銀行特別勘定を以て、金庫が營みますと同時に積み立てられた金庫の創立と共に金庫の勘定に引継ぎまして、前後相應じまして、我が國戦後經濟再建の爲に積極的な役割を果して参りましたが、本融資制度は金庫の創立と並んで賃金に必要と致します資金は、總て資本に依つて賄ふのであります、設立の當初は御承知の如く百億圓の資本の中、四十億圓の政府拠込を致しました、又其の拂込資本金の限度内に於て二月及び三月にそれ／＼十五億圓の

復興金融債券の發行を致しまして、只今迄の所要資金に充てて參つた次第であります、然るに今後の事業界の状況を見ますと、石炭、鐵鋼、肥料等の所謂超重點產業の再建を中心と致しまして、各方面に亘る民需生產の振興を推進致します爲には、相當巨額の資金を必要とするものと認められます、而して是等の資金中、復興金融金庫に期待せられる所の額も亦相當大なるものと想されるのであります、他方、又只今御審議を御願ひして居りまする各種配給公團、船舶公團、產業復興公團等の所要資金も亦復興金融金庫より融資致すことと相成つて居りますので、是等の資金需要を加算致しまする時は、來年度に於きまする金庫運営上、所要資金は可なり大きな額に上りますことは當然であります、是等の點に付き色々検討を加へました結果、現在の資金需要が何分にも既に僅かでありますので、之を二百五十億圓に増資することが適當であると考へられるに至つたのであります、唯是等の事業資金の供給に當りましては、言ふ迄もなく資金の効率化と云ふことを意圖致しまして、融資の結果が最も適確に産業の再興に寄與し得るやうな方面に之と並んで、金庫をして十分努力されが、大藏大臣の豫算執行に對する監査廢止することに致した次第であります

○國務大臣(石橋萬山君) 是は何か他の機會にも申上げたかと思ひます、が、まさ此の戰前に於きましても、經濟部、臨時部の區別は可なり曖昧なものになりますが、殆ど其の區別が立て難いやうな實情になつて居りますので、無理に臨時部、經營部と分けることは、却つて居りまして、殊に最近に於きましては、殆ど其の區別が立て難いやうな實情になつて居りますので、無理に臨時部を分けなければならぬと云ふ、是非

○長世吉君 會計法の方であります。が、只今大臣の御説明にもありました、御質問に對する監査廢止することに致した次第であります

○宮澤俊義君 其の暫定豫算が國會で成立しないと云ふことも考へられるとは、殆ど其の區別が立て難いやうな實情になつて居りますので、無理に臨時部を分けなければならぬと云ふ、是非

○政府委員(野田卯一君) 左様でございます

○宮澤俊義君 此の財政法の暫定豫算にはだけの権限を持たせるか、總理大臣が御持ちになるかと云ふ問題がある

○政府委員(野田卯一君) 左様でござ

○委員長(男爵北大路信明君) 是より御質疑を願ひます。

○長世吉君 私小さいことであります

○政府委員(野田卯一君) 私から御答へ致します、御指摘の問題は第四十六條の關係のものでありますが、今回の觀

念から、所謂臨時的のものと云ふやうなものは分らぬやうに思ふのであります

会計法の改正の内、非常に大きな問題とされて居るのは、太藏大臣の財政監督権を強化されたこと、是は太藏大臣に付てちよつと御伺ひしますが、是は矢張り國會の議決で成立することになります

○宮澤俊義君

此の財政法の暫定豫算に付てちよつと御伺ひしますが、是は矢張り國會の議決で成立することになります

○政府委員(野田卯一君) 左様でござ

○宮澤俊義君

此の財政法の暫定豫算が國會で成立しないと云ふことも考へられるとは、相當時機會ど内部との空氣が悪いと云ふこともござります、併しながら今は豫算の執行付ての指示、此の三つに大體大きく權能が分れて居ります、之に付きましては、現在或程度にやつて居るものもあります、併しながら今は豫算の執行の部面を今迄よりもずつと力を入れてやりまして、今迄はどちらかと申しますと、豫算の編成の方には力を入れるが、編成された豫算を執行する場合に左程力を入れてやつて居りませぬ、それから議會で御審議願つたものでは、一體どの程度にやられるものでありますか、是程に強化されることがりませうか、是程に強化されることがどう云ふ風なものであらうかと思はれども、指示迄もわざるのあります、それと、尙又必要に應じて、豫算の執行に當つて十分現れて居るかと云ふことの監督

○委員長(男爵北大路信明君) 是より大臣に此處迄の権限を與へられた理由はどう云ふ所にあるのでありますか

○政府委員(野田卯一君) 私から御答へ致します、御指摘の問題は第四十六

す、従つて暫定豫算が通らなくて、國云ふ譯であります

○宮澤俊義君 政が停滞してしまふと云ふことは先づないと、斯う云ふ考へで居ります

裁判所、其の獨立した官廳の豫算の開題ですが、是は例へば裁判所の方など

とは全然……例へば司法と云つたものと關係なしで作成されると云ふ譯なん

○政府委員(野田卯一君) 裁判所系統  
でせうか

○宮澤俊義君 其の場合に、結局閣議は全然司法省はタツチ致しませぬ

で決つて、其の場合に十分に關係の章見を求めるに云ふやうな規定のやうで

すが、其の十九條と云ふのは、さう云ふ場合に、内閣がそれ等の官廳から申出

た豫算を減額した場合に、それが更に國會で復活されると云ふ場合の規定で

○政府委員(野田卯一君)左様でござる。

ます、唯一言申添へて置きたいのであります  
が、十八條の第二項に非常に違  
います。

重な手續を規定致しまして、内閣が豫算概算を決める前に、十分三機関の

算機算を深め、前は十分三橋閣長の方に先づ意見を聽いて、要するに、此の三機關の代理人二云ふ者は間義二切

の三機関の代理者と云ふ者は閣議は死  
席して居りませぬ、從ひまして豫算の

概算が決定される場合は最後の發言機  
がない譯であります、それを補ふ爲

に、一應別途意見を求めるところに致したいのであります、それから十

九條の所は、内閣が此の三つの機関から出した原案、それに査定を加へて議

會に豫算を提出すると云ふ場合には、原案を三つの機關から出したもの等の

要求を詳しく附けて出す、さうして議會が先づ三機關の要求が正しいと思ふ

ならば、其の金額の一部を復活が出来  
るやうな途をはつきりしたいと、斯ら

○宮澤俊義君　其の場合に内閣は必要な財源を明記しなければならないと云ふことですが、是はさう云ふことは出来ないと云ふやうな態度を内閣が執ることが出来ないものでせうか、それとも、是非何とかしなければならぬと言つても出来ないと云ふことがあります。」

○政府委員(野田卯一君)　此の問題は非常に三機関の独立性の保障の問題と關聯をした問題でございまして、假に三機関の要求が元一億圓、それを内閣が八千萬圓に査定した、ところが國會が重要な立場から見て九千萬圓にした方が宜い、一億圓にした方が宜いと云ふ時に、財源を明示致しませぬと、國會としては實際事實上の問題として採り上げ得ない、それで行政の方から、それぢや國會の方で適當に上げて其の財源を見つけて下さいと云ふことになりますと、國會はさう云ふ修正案を持ちながら事實上制肘を受けまして不可能になるのであります、其の場合に、此の金を御使ひ下さいと云ふ具體的な問題でありますと、御承知の通り來年年度豫算を見ましても三十億圓の豫備金の一一部を以て之に充當すると具體的には考へて居るのであります。

○宮澤俊義君　從來豫算に付ては、議會では大體増額の修正は出來ないと云ふやうな解釋、慣例だつたやうに思ひますが、今度の憲法ではそれはどう云ふことになるでせうか

○政府委員(野田卯一君)　從來豫算の編成並に提出の権限がない、政府にござりますが、從ひまして從來の解釋では議會が増額修正の権利がない、斯う云ふことになります。

ふことでござります、併しながら新憲法下に於きましては國會の地位が高まりまして、國家の最高機關であると云ふことでもあります。國會を尊重する事であります。國會は出來ない、修正は出來ないと決定すべきではない、矢張り國會が國家の最高機關であるならば、さう云ふ修正案を認めなければならぬと云ふ要求がござります、又他面に於きまして、新憲法にも謳つてござりますが、豫算の編成提出の權限は内閣に存して居る、依然として此の點に付きましては現行憲法に變りありません、内閣のみが豫算を編成して提出する權限を持つて居る、此の兩者の矛盾した所であります、是は如何に矯正するかと云ふ問題です、従ひまして今の政府の見解と致しましては、豫算の編成並に提出權が内閣に存して居ると云ふ建設から申しました、國會として重大なる大きな増額修正は出來ない、併しながら只今問題になりました三機關の獨立性を保障するところの程度のさう云ふ修正權を認めて來た、斯う云ふやうな解釋を執つて居るのであります。

たが、それ以外の爲には財源が明記されてありせぬから増額修正が出来るつても、實際には豫算はない、從つて増額修正権があると云つても、そこに違つた取扱ひが爲されると云ふことになるのですか

○政府委員(野田卯一君) 左様でございまして、内閣と致しましては、豫算を出します以上は自分が一番善いものだ、自信を以つて最善と信ずるものを出すことになります、従ひまして、三機関に付ても内閣としては確信を以つて出すのであります、三機関の憲法上の保管された趣意に鑑みまして、斯う云ふ措置を執つた、斯う御承知を願ひます

○宮澤俊義君 サうしますと、理論的には、獨立官廳の場合でも財源を明記されたより以上に殖やすことは出來ない譯ではない、さう云ふ譯ですか

○政府委員(野田卯一君) 理論的にはさう解釋出来ると思ひます

○宮澤俊義君 其の問題はどうも理論的な問題か知れませぬが、少し理論が一貫しないやうな感じがするのですが、一般に増額修正権がある、併し此の場合はだけは其の増額修正権を、ちらから財源を明示して特に堅固ならしめて行くと云ふことの根據は、此の國會、裁判所、會計検査院と云ふやうなものゝ地位を重んじて、其のイニシヤチーブを尊重すると云ふ所にあるのだろうと思ひますけれども、それだけ尊重されて居る所からの申出を、内閣の責任に於てカットする云ふ以上は、餘程重大な理由があつたか、若しくは、財源がもうないと云ふやうなことで、内閣としては確信を持つてカットすることになるのぢやないか、さうでなく、

一應まあカットしたけれども、場合に依つては其の邊は何とかなるからと云つたやうな風な感じが、茲に出て居るやうに思ふのですが、どうでせうか○國務大臣(石橋鶴山君) 其の點は私から御答へ申上げます、是は御指摘のやうにちよつと此處に矛盾があるやうかに感じ、豫算を増加する修正が出来るか、どうかと云ふことも相當議論して見たのであります、國會、裁判所、會計検査院の場合は、どうしても是は行政部から獨立したものにしなければならぬ、斯う云ふ建設から、豫算に付いても實は内閣が全然之にタッチしないのが本當ぢやないかと云ふ、極端な議論も出たのであります、是は憲法違反に出たのであります、斯う云ふ建設から、詰り獨立性を認めつゝ、而も内閣で豫算を作る、斯う云ふ謂はゞ妥協したものであります、そこで斯様な妙な言ひますか、一つの條文が出來た譯であります、それから全體の豫算の修正権に付きましては、是は今迄の超然内閣と違つて、今後は國會中心内閣で、所謂政黨内閣でやるから、事實に於ては政府が非常に困るやうな修正は起るものではない、若し起るやうな時には、それは政府自身が居られない時であるから、特にどう云ふ修正は出來ないと云ふことをはつきり決める必要はないのぢやないか、政治的な考から理論的には出來ると云ふことにして置いた方が宜からず、斯う云ふやうな考でやつて居ります

なものに付きましたは、豫算が決つてから其の豫算を施行する迄の間に、相當の期間が掛る、即ち四月から準備をして實際の執行は七月とか八月とかになつてしまふ、御承知の通り日本は冬期の間は余り工事には掛らないのであります、冬期の間に準備をして、さうして春になつてから豫算の執行に當れば、相當の期間に大分工事等が出來るゝと云ふことになるのであります、此の點に鑑みまして、會計年度を變へるゝと云ふやうな御考がありませうかどうか、又會計年度を變へなければ斯う云ふやうな非能率な點を、何とかして救つて行く途を別に御考になつて居りますが、我が國に於きましては、明治十八年以來、現行の四月にて、從來から日本ばかりでなく世界的の問題であります、我が國に於ては、始まりまして三月に終ると云ふ制度をずっと續けて居るのであります、途中に於て暦年的に直すと云ふ議論も相當に出たことがあるのでありますけれども、日本の國情、それから色々な經濟界の狀態、譬へて申しますと、米の收穫、或は色々な生産物の狀況、さう云つたやうな色々な狀態を能く見て、さうして豫算の内容を決めて行くと云ふやうな色々な觀點から考へまして、矢張り現状維持が宜いの張り四月から始めますと、豫算的に申しますと三箇月が四箇月前になるのであります、今度新しい憲法下に於ては十二月に豫算を提出する、十二月も少し遡つて豫算が編成されると云ふことになりますので、其の色々な景況を鑑込みますと、矢張り現状維持が宜いの

ではないか、御説の點に付ては屢々討議され、屢々研究された結果、今のやうな結論に落着いて居ることを御了承願ひたいと思ひます。

○子爵齋藤齊君 私の質問致しましたが、後段の點の御説明がまだありますね、何か適當な便法はないかと云ふ點であります。

○政府委員(野田卯一君) 其の點に付きましては、私極く率直に申上げますと、今迄の例では大體豫算が編成されて、議會を通過して後初めてプランニングをやると云ふこともありますが、大體に於て豫算の編成を了して、閣議決定なり、或は大體豫算が通ると云ふ見透しが付くと、各省は事實上の問題としては、早手廻しに準備に着手するのが實情でござります、今後の新しい憲法下に於きましては、今迄より豫算の提出時期が早まります、即ち十二月中に提出することになりますから、さうすると閣議決定は十一月中にやらなければならぬ、新う云ふことに相成ります、左様でありますと、豫算の内容なるものは略々前年の暮には分つて来る、従つてそれが法律的に有效になるのは四月以降ですが、實質的内容は何ヶ月か前に、程度はつきりして来ると云ふことで、ともござりますので、實行上の問題としては左程大きな障壁はないのぢやないかと考へられる點もござります。

○子爵齋藤齊君 今御説明で半分位分つたのでありますから、實際問題としては矢張り豫算が通過致しませぬと、各省は仕事の實際の準備は出來ないと思ひます、此の點何か機會がありましては、先程申しましたやうに何等かならば、先程申しましたやうに何等か

の便法等を御考になつて戴きたいと思ひます、次に伺ひたいのは、前議會から私が問題にして居りまする保險會社の豫定利率の問題でありまするが、是は簡単に申しますれば其處にありますテープルを、政府が評價する時には千五百圓だ、と云ふやうなことを許すことになりますのでありますて、一つのテーブルでありながら政局の見る所と、民間の見る所と違ふ、さうしてそれに對して國庫が補償をすると云ふのでありますて、民間と政府との間に於て評價を致しまする觀點が非常に違つて來るのであります、即ち民間では三分と云ふ豫定利率を使って評價する、官廳に於ては三分五厘で評價すると云ふことに相成つて居りまするが、其の理由に付て屢々私が伺ふのでありまするが、未だ此のはつきりした理由の御答辯がないのでありますて、此の點に付きましたして此の機會に於て、大臣から理由に付て御説明を願ひたいと思ひます。○政府委員(福田赳夫君) 大臣に代つて御答へ申上げます、官業の方に於きましては、現在に於きましても豫定利率と云ふものを三分五厘にして居ります、それから民業の方に於きましては、現在に於きましては三分と云ふ低利率を使つて居る譯であります、どうしてさう云ふことでありまするかと云ふと、是は民業の方に於きましては運用が上手であると申しまするか、株式に投資して居るものが多いものですから、大體資産の三分の二位の株式を持つて居ると云ふやうな状況もありますて、豫定利率と云ふものが逆に下つて居る、官業の方に於きましては國債に投資するとか云ふやうなことで三分五

厘と云ふやうなことになつて居る。さう云ふ利率から自ら豫定利率の違ひと云ふものか出て来て居るので、現在の豫定利率の違ひと云ふことを基礎にしまして、國家補償をすると云ふ時の計算も、官業三分五厘、民業は三分、斯様な違ひを生じて来る、將來のことも、是は長い間のことありますから、國の趨勢とか色々考へなくちやいがぬと云ふこともあらうかと思ふのであります、是は分らぬことあります、大體現在の状況を考へて居ると云ふことなのであります、それからもう一つは、官業を三分五厘にして居る、民業の方は三分にして居ると云ふよう一つは、民業の方をどうするかと云ふことに付きまして色々考へたのであります、其の際に業界一致の要望と致しまして、之を將來の保險事業の基礎を堅固にする、其の爲にはどうしても豫定利率と云ふものを低くして置いた方が宜しいと云ふ見地から、三分と云ふことを主張して居るのであります、將來の状況を堅固にすると云ふことは、是是非常に私共としましても保険業維持の爲にさうしたいと云ふ氣持も致しまして、其の總意を參照致しまして、且先程申上げました現状を基礎と致しまして、民業三分、官業三分五厘、斯様に決定致した次第であります。

云ふのならば、大藏省は何が故に民業を監督して、民業の投資を全部國債に依らせないのかと云ふやうな點も出来やしないかと思ひます、契約者の有利なやうに投資をさせるのが是が大藏省の御方針ぢやないか、確實であつて有利なものに投資をさせると云ふことが當然ぢやないか、公債の如き誠に確實なものであつて、且其の他の投資よりも案外有利だと云ふのならば、何故に民營會社の投資に對してもつと御世話をなさらぬかと云ふやうなことになると云ふやうないかと思ひます、此の點今御答辯では私少しく了解し兼ねる點があるのであります、其の理由に付きまして、唯民間會社の要請があるからするんだと云ふのでは、此の補償と云ふものが國民の負擔になつて居ることの關係からして、其の理由だけからでは適當でないと思ひます、何等か確たる大藏省の御方針がなければならぬものと思ひます、是以申しますと議論になりますから此の程度で私は止めます

得ましたならば大變仕合せと考へます  
が如何でございませうか

○國務大臣(石橋瀧山君) 復興の見透  
しは實際は金融だけでなく、其の外に  
資材、國內産の石炭等の資材、それか  
ら又輸入がどれ程可能かと云ふやうな  
ことに係つて居りますので、それは經  
濟安定本部等に於ては石炭が明年度に  
於て三千萬トン出た場合にはどれだけ  
の資材が出来ると云ふやうな計算も致  
して居ります、從つて色々の假定があ  
りますので、數字的には是々の復興が行  
へると言ふことは、なか／＼色々の假  
定を立てる場合違つて居りますから申  
し上げ兼ねると思ひます、併し大體の  
趨勢としては、是も第一、是非とも復  
興しなければならぬと云ふ至上命的の  
必要もある場合でありますし、それ  
から現實に於て、是は相當復興し得る  
と斯様に考へて居ります、是は唯空漠  
たる希望でなく、石炭の増産等も先づ  
景況が轉りまして、朝鮮人で内地に居  
る人達と協力して働くと云ふやうな  
氣分が強力になつて來て、其の渾動も  
大分始めて來て居ります、内地人の勞  
務者も大分一時から見ると考が堅實に  
なりつゝあるやうに思ひますし、又經  
營者も無論左様でありますし、政府と  
致しましても相當強力なる方法を講じ  
て行きたいと考へて居りますから、無  
論困難な事業でありますけれども、相  
當復興は期待し得る、そこで復興金融  
金庫としても之に對應して、資金の方  
面から復興を妨げると云ふことのない  
やうに致さねばならぬと考へて居る譯  
であります、今回の増資、其の中には  
公團に對する資金も入つて居りますけ  
ども、それに依りまして大體明年度

一年間に六百億圓位の産業資金が要る  
ものと見て居りまして、其の中、復興  
團から増資に依つて賄ひ得るものと  
して行く、斯様な考を持つて居る次  
第であります、資材が足りないと言ひ  
ながら、ほつ／＼……例へば水産業の  
如きも、此の第四四半期に復興金融金  
庫が水産業に割當てた積りで居りまし  
た資金の件の如き、非常に少な過ぎる  
と云ふので色々苦情も起りまして、水  
産方面の融資は次の期に於ては相當殖  
やさなければならぬかと考へて居る位  
でありますして、相當程度各方面の産業  
の復興は可能である、斯様に考へて居  
る次第であります

○平塚廣義君 普通の金融機關、詰り  
普通の銀行あたりの資金の模様など  
は、先般大臣の御説明に依りまして、近  
頃二月あたりなど少し資金も充實して  
來て居ると云ふやうな御説明であります  
が、是は一面に於きまして、やはり日本國內と於  
ての資源の開發と云ふばかりでなく、  
是が延いては朝鮮に於ての、或は北支  
那に於ての資源の開發を誘導する途にな  
りはせぬかとも考へます、元來さうな  
方針に則つてさう云ふ工合に行くのが  
當然ぢやないかと考へますので、單  
に是は大藏省の問題に限らず、大きな  
問題として私は大藏大臣の強力な御高  
配を願つたら結構ぢやないか斯う思ふ  
譯であります、其の點だけ御願して置  
きたいと思ひます、それから尙先刻午  
前中に齊藤子爵等より色々保險等の點  
に付て詳細な質問があつたのであります  
が、其際に勞働基準法などに關聯し  
た新制度が今度起りましたので、是は  
実際に問題として是はどうしても統  
一をして、さうして一貫した方針に依  
つて總ての運営を圖るべきものと、斯  
う考へるのであります、勿論内閣總理  
大臣が之を管理して監督して總てを統  
括するのだからと思ひますけれども、  
大藏大臣と致されましては、其の點に  
當復興は期待し得る、そこで復興金融  
金庫としても之に對應して、資金の方  
面から復興を妨げると云ふことのない  
やうに致さねばならぬと考へて居る譯  
であります、今回の増資、其の中には  
公團に對する資金も入つて居りますけ  
ども、それに依りまして大體明年度

れども、それに依りまして大體明年度  
の大藏大臣の御盡力を願ひたい、又一  
年間に六百億圓位の産業資金が要る  
ものと見て居りまして、申上げる迄もなく  
營團から増資に依つて賄ひ得るものと  
して行く、斯様な考を持つて居る次  
第であります、資材が足りないと言ひ  
ながら、ほつ／＼……例へば水産業の  
如きも、此の第四四半期に復興金融金  
庫が水産業に割當てた積りで居りまし  
た資金の件の如き、非常に少な過ぎる  
と云ふので色々苦情も起りまして、水  
産方面の融資は次の期に於ては相當殖  
やさなければならぬかと考へて居る位  
でありますして、相當程度各方面の産業  
の復興は可能である、斯様に考へて居  
る次第であります

○國務大臣(石橋瀧山君) 無論大藏大  
臣に與へられました権限は十分に活用  
して行くべきものでありますし、又左  
様な決心を致して居ります、尙安定本  
部との關係は色々説がありまして、私  
が一時兼務して居りました間にも、永  
久に大藏大臣と一緒にして居る方が却  
て宜いぢやないか、それが仕事の上に  
便宜があるぢやないかと云ふ御意見も  
色々の方面からも伺ひました次第であ  
ります、確かに左様な點もありますが、  
併し何と申しましても、どうも經濟安  
定本部は非常に仕事が多いのでありま  
す、大藏省も無論相當に多いのであり  
ます、兩方を兼務して居ると云ふこと  
は、只今私が幾らか健康が良いのです  
から、どうやら斯うやらやつて居りま  
すけれども、併し健康の十分でない者  
も、大藏大臣として之を國會に報告  
する書類を提出する御職務を負うて居  
られますので、又從来は大藏省だけの  
管理であつたものもあるやうであります  
が、それが遞信省方面に自然の間に移  
りかつたと云ふやうなものもある譯で  
ありますので、是等に付きましては

將來一層それ等の省と大藏大臣と密接  
なる御關係を持たれまして、大臣に與  
へられました所の權限を職權を御遠慮  
なく……靈骨に言へば御遠慮なく行使  
して戴くと云ふことが、斯う云ふ特別  
会計の豫算が設定せられました今日に  
つて居るやうに考へます、尙朝鮮、支那  
關係の從來外地と考へて居りました方  
面の日本に残つて居る所の人も協力せ  
られると思ひます、單り日本國內と於  
ての復興は可能である、斯様に考へて居  
る次第であります

○國務大臣(石橋瀧山君) 他に御  
質疑がございませんか……別に御質疑  
もないやうでございますから、是より  
何か今申上げましたことに付ての御考  
がござりますれば伺つて置きたいと思  
ひますが、如何でございませうか

○委員長(男爵北大路信明君) 御異議  
ないと認めます、財政法案、會計法を  
改正する法律案、復興金融金庫法の一  
部を改正する法律案を議題に供しま  
す、……御發言もないやうであります  
から、討論は終了致したとして差支ご  
いませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(男爵北大路信明君) 御異議  
ないと認めます、財政法案外二件は全  
會一致を以て可決されました、是にて  
本委員會は全部終了致しました、散會  
致します

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本部總務長官があつてやるのが宜い、併  
し是は安定本部と云ふものは、各省……  
大藏省と商工省とか農林省とか云ふ關  
係よりも一層緊密な連絡を探つて行か  
ないと、全體の政治の運営が出來ない

出席者左の如し

委員長 男爵北大路信明君  
副委員長 子爵秋田 重季君  
委員 侯爵黒田 長禮君

國務大臣	候貫銅島	直泰君
	子鑑齋藤	
平塚		
政府委員	男爵松本	廣義君
大藏政務次官	男爵近藤	世吉君
大藏事務官	宮澤	齊君
同	河西豐太郎君	
厚生事務官	小山	完吾君
石丸	石橋	
友納	伊原	
岩瀬	福田	
同	野田	
同	北村德太郎君	
同	卯一君	
同	周夫君	
同	隆君	
遞信事務官	赳夫君	
岡井彌三郎君	武人君	
同	敬次君	
同	繁一君	

昭和二十二年五月十四日印刷

昭和二十二年五月十五日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局